



生涯サポートコスモ

Vol.3

平成 27 年

(2015. 9)

年金トータルサポート・コスモ のご紹介

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

①障害年金をはじめとした老齢・遺族を含む年金全般に関する
ご相談 ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウン
セリング ⑤メンタルヘルス体制の構築

コスモは、本年 10 月で設立 3 周年を迎えました。まだまだ未熟な組織ですが、設立当時の思いは現在も一人ひとりの会員の中に脈々と受け継がれております。今後とも、コスモの活動にご支援をいただきますようお願いいたします。

《設立趣意書：平成 24 年 10 月 より》

厚生労働省の資料^(注)によりますと、身体・知的・精神障がい者の総数は約 744 万人。うち精神障がい者の総数は、323 万人とされています。精神障がいの発症者は国民 100 人に 1 人の割合とも言われますが、精神障がい者、その家族の方は日々の対応に追われ、年金制度に目を向けるゆとりも持てず、受給の機会を逸する事態も多々見受けられます。

しかも精神障がいの方の支援に携わる公的機関は医療、保健、福祉分野など数多くありますが、具体的な年金制度についての相談は年金事務所・区市町村国民年金担当部門となり、その窓口・人員が限られ、技術的にも必ずしも有効ではありません。私たちはこれらの各機関の役割をつなぎ、精神障がいの方の当然の権利である年金受給に結びつける請求手続きを、組織として支援したいと思っております。

精神障がいの方々およびその父母、兄弟姉妹お一人おひとりに人生があります。そのかけがえの無い人生をより充実させるため、「コスモ」は最大限の努力と優しさをもって支えたいと思っております。

(注) 出典：「最近の障害者雇用の現状と課題」 厚生労働省 平成 23 年 11 月

《活動の記録》

- 平成 21 年 9 月 「精神に障害をもつ方々を支えるグループ」として、東京都社会保険労務士会練馬支部有志により発足
- 平成 22 年 10 月 名称を「年金トータルサポート・コスモ」に変更
練馬区内精神障害者支援施設において勉強会・相談会を開催
- 平成 23 年 1 月 障害年金に関する無料相談会開催（以降毎月 1 回開催）
- 平成 23 年 3 月 練馬区内における精神障害者支援施設において勉強会・相談会を開催（以降毎年 3 月に開催）
- 平成 23 年 6 月 練馬精神障害者家族会との交流会・勉強会開催
- 平成 24 年 10 月 一般社団法人「年金トータルサポート・コスモ」設立
- 平成 25 年 12 月 産連相談会（現 Coconeri 相談会）開催（以降毎月 1 回開催）/障がい者フェスティバル参加
- 平成 27 年 8 月 成年後見部会発足

誌名：「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、老齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

編 集
発 行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

公開講座「年金一元化への対応について」 が開催されました

理事 飛田 隆志

8月29日（土）練馬区民・産業プラザのココネリホールで、東京都社労士会の自主研究会「障害年金研究会コスモ」主催、当社団法人「年金トータルサポート・コスモ」共催の公開講座「年金一元化への対応について」が開催されましたので、報告させていただきます。

当日は、会員以外の方を含め32名の社会保険労務士の受講者を前に、障害年金研究会コスモの山崎剛代表の開講挨拶後、設楽徹講師の講義に入りました。

講義内容は、本年10月に施行される年金一元化へ向け「第一部」は共済年金と厚生年金の一元化法が制定され施行される迄の経緯や今般の改正点について、「第二部」ではこの改正を踏まえての実務対応についての解説です。厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一され、制度的な差異については、基本的には厚生年金に揃えていくとのことですが、2時間の講演終了後は、出席した社労士から年金事務所でのワンストップサービス体制等実務面についての質問が相次ぎました。

当社団理事・副会長の設楽講師は日本私立学校振興・共催事業団で年金部長・企画室長として勤務後、教職員関連団体の理事を経て、現在は、国立大学や私立学校法人などが主催するセミナーや講演会で講師も勤めております。今回の時宜を得た分かり易い解説や質問への丁寧な回答について、受講後アンケートでも大変好評を頂くことができました。

無料相談会・各種講座を開催しておりますので、詳細およびお申込みは、当社団のHP (<http://ntscosmo.com/>) を参照ください。

暑気払いに参加して



会員 西山 祥子

コスモ恒例の暑気払いが8月5日、池袋で開催され総勢20名を超える皆様が参加されました。

勉強会・相談会でお会いし、いろいろな話を聞かせていただきますが、お酒が入った席でも熱く、広く、深く、話が尽きないのがコスモメンバーの魅力です。

私は、今回の暑気払いで残念ながら東京会を離れ兵庫会へ移ることになりました。

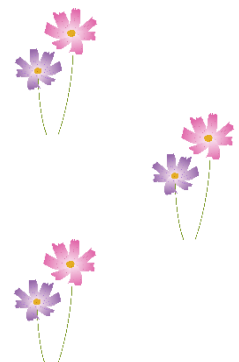
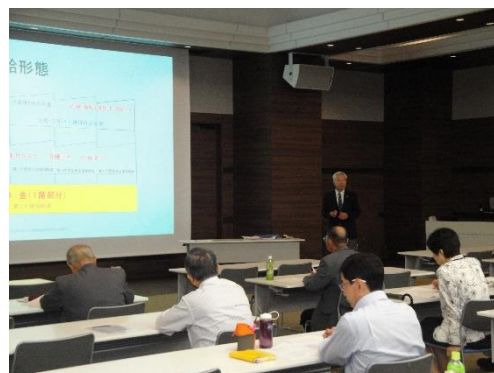
2011年に参加させていただいてから約4年間、障害年金だけでなく成年後見などいろいろな勉強・経験をさせていただきました。感謝の気持ちでいっぱいです。

今後は所属する会は違えども社労士としてコスモでの経験を活かしていきたいと思えます。

医療など、いろいろな場面で地域格差を感じるがありますが、年金の世界でそのようなことがないようにコスモの精神を忘れず、一層の研さんを続けていきたいと思えます。

暑気払いでもたくさんのエールをいただきました。引き続き、コスモの兵庫メンバーとしてよろしく願いいたします。

そして兵庫は美味しいお酒の地です。視察お待ちしております。



～講演する 設楽 徹 理事・副会長～

障害認定基準の改正 ①

理事・副会長 篠原 忠

頻りに改正（変更）される障害認定基準について、随時ご紹介していきます。

《お問い合わせはコスモまで！》

～障害認定基準は、ここ数年、毎年少しずつ改正が行われています。～

障害の等級を認定する障害認定基準の改正（変更）は、新たに障害年金を請求する人のみならず、現在受給中の人にも影響を与えます。なぜなら、新たに申請する人は障害認定日、あるいは、請求日（事後重症請求の場合）に、受給中の方は、診断書提出指定日に施行されている障害認定基準が適用されますので、改正により、同じような障害を負っている人が今までは各障害等級に認定されたものが同じ等級に認定されなくなるとか、受給中である障害の程度が同じであっても支給停止になる等の心配が生じます。従って、障害認定基準の改正には注目してゆく必要があります。

昨年从今年にかけては、平成26年4月から適用となった、認定基準第18節「その他の疾患による障害」に「遷延性植物状態についての取り扱い」が新たに追加され、6月からは、第13節の「肝疾患による障害」の改正が行われました。

本年には6月1日から適用となった改正として、第2節「聴覚の障害」、第6節「音声又は言語機能の障害」、第12節「腎疾患による障害」、第18節「その他の疾患による障害」と多くの認定要領について改正が行われております。

今回は、「腎疾患による障害」の改正について、その内容を見たいと思います。

▶ 障害認定基準第12節／腎疾患による障害

平成26年8月から12月にかけて「障害年金の認定（腎疾患による障害）に関する専門家会合において、平成14年の改正から10年以上経過しているため、近年の医学的知見を踏まえての基準の見直し及び表現や例示の明確化についての検討が行われた。この結果を踏まえて、改正が行われたものです。

～改正の内容～

1. 腎疾患で多い傷病名として、糖尿病性腎症、慢性腎炎（ネフローゼ症候群を含む）等と明記し、病態別に検査項目及び異常値を明示した。
また、eGFR（推算糸球体濾過量）による検査値も認められた。
2. 各等級に相当する例示の中に、従来的一般状態区分表の項目に検査項目の異常値の数を追加し、判断基準を明確にした。
例えば、慢性腎不全に至らなくとも、ネフローゼ症候群の検査項目の異常値と一般状態区分表による区分との組合せにより3級となる等の判断が明確となった。
3. 人工透析を施行中で、それが長期間になり、長期透析による合併症を併発した場合のその程度や日常生活状況によっては、2級から1級に認定することが明記された。
4. 腎臓移植の取り扱いが、従来の第18節／その他の疾患による障害から第12節／腎疾患による障害へと変更となり、下記の扱いとなった。
 - ① 腎臓移植を受けたものに係る障害認定にあたっては、術後の症状、治療経過、検査成績及び予後を十分考慮して総合的に認定する。
 - ② 傷害年金を支給されている者が腎臓移植を受けた場合は、臓器が生育し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。（改正前は、3級の場合は2年の経過観察であった。）
5. 診断書の様式（様式第120号の6－（2））の腎疾患の部分が一部変更となった。

「活動の記録」：(平成 27 年 6 月～9 月)

① 無料年金相談会

- 第 54 回：平成 27 年 6 月 6 日 (土) ういんぐ
- 第 55 回：7 月 5 日 (日) きらら
- 第 56 回：8 月 1 日 (土) ういんぐ
- 第 57 回：9 月 6 日 (日) きらら

② 年金相談会 (障害/遺族/高齢, 成年後見)
Coconeri

- 第 19 回：平成 27 年 6 月 20 日 (土)
- 第 20 回：7 月 18 日 (土)
- 第 21 回：8 月 15 日 (土)
- 第 22 回：9 月 19 日 (土)

③ 年金相談会 (勤労福祉会館)

- 第 1 回：平成 27 年 5 月 23 日 (土)
- 第 2 回：6 月 27 日 (土)
- 第 3 回：7 月 25 日 (土)
- 第 4 回：8 月 22 日 (土)

④ 年金記録力 Up 講座

平成 27 年 5 月 23 日～8 月 22 日 (全 5 回)

⑤ 年金一元化への対応について (公開講座)
平成 27 年 8 月 29 日 (土)

平成 27 年 6 月に、これまで 3 回相談に
来られた方から障害基礎年金 2 級受給と
のうれしいご報告をいただきました。

「今後の予定」

① 無料年金相談会

- 第 58 回：平成 27 年 10 月 3 日 (土) ういんぐ
- 第 59 回：11 月 1 日 (日) きらら
- 第 60 回：12 月 6 日 (日) ういんぐ

② 年金相談会 (障害/遺族/高齢, 成年後見)
Coconeri

- 第 23 回：平成 27 年 10 月 24 日 (土)
- 第 24 回：11 月 21 日 (土)
- 第 25 回：12 月 19 日 (土)

③ 年金ゼミナール実践カアップコース
平成 27 年 9 月 26 日～10 月 31 日 (全 2 回)

④ 障がい者フェスティバル
平成 27 年 12 月 5 日 (土)

「障がい者フェスティバル 2015」
に参加します

理事 門脇 智恵

本年も 12 月 5 日 (土) 10 時～15 時に、恒例
の障がい者フェスティバルが光が丘区民センター、
光が丘公園ふれあいの径を会場に開催されます。私
たちコスモは、2013 年から新たに参加し、今回が
3 回目の参加になります。障害年金や成年後見に関
する簡単なパネルも準備する予定です。他の団体の
方々も、皆さんエネルギーに参加されます。ぜ
ひ会場にお出かけいただき、私どもコスモを見かけ
ましたら、気軽にお声がけください。

《 賛助会員入会のご案内 》

私たちは、障がい者の方たちの生活全般を充実させ
るための支援として、年金相談会を毎月 2 回開催して
おり、今後は、ライフプラン、就労支援や成年後見な
ども活動範囲を広げていきたいと考えております。
この目的を実現するためにも私どもの活動方針にご賛
同いただける多くの方々のご協力を得たく存じます。

是非、この機会に賛助会員としてご入会くださいま
すようお願い申し上げます。入会金、会費は次のとお
りです。

賛助会員

入会金 5,000 円
年会費 1 口 5,000 円 (1 口以上)

※賛助会員の皆様には、会員特別料金にて社会保険
労務士による講座 (1 時間から 2 時間) をご提供
いたします。テーマは、年金、成年後見、労働
法、社会保険、メンタルヘルス、パワハラ・セク
ハラなど皆様のご要望にお応えすることが可能で
す。

詳細およびお申込みは、当社団の HP
(<http://ntscosmo.com/>) を参照ください。

次号は平成 28 年 1 月発行予定です

(編集委員：萩原一郎、小林裕幸、横山優子、横山玲子)